

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案その2)

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (19件) 総務部	【議案第 3 号】令和2年度三重県一般会計補正予算(第12号) 【議案第 4 号】令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第3号) 【議案第 5 号】令和3年度三重県一般会計予算 【議案第 6 号】令和3年度三重県県債管理特別会計予算 【議案第 7 号】令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 【議案第 8 号】令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 【議案第 9 号】令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 【議案第 10 号】令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 【議案第 11 号】令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 【議案第 12 号】令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 【議案第 13 号】令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>19 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案53件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>20 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 告 出</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	19 件	}	議案53件	条 例	20 件	その 他 議 案	14 件	認 定 告 出	5 件	報 告 出	5 件	計	58 件		
予 算	19 件	}	議案53件															
条 例	20 件																	
その 他 議 案	14 件																	
認 定 告 出	5 件																	
報 告 出	5 件																	
計	58 件																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【議案第 14 号】令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p> <p>【議案第 15 号】令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約4億円)</p> <p>【議案第 16 号】令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p> <p>【議案第 17 号】令和3年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約165億円)</p> <p>【議案第 18 号】令和3年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約120億円)</p> <p>【議案第 19 号】令和3年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約14億円)</p> <p>【議案第 20 号】令和3年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約72億円)</p> <p>【議案第 21 号】令和3年度三重県流域下水道事業会計予算 (予算額 約238億円)</p>	
◎条例案 (20件) 雇用経済部	<p>【議案第 22 号】 三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案</p>	<p>国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費の財源に充てるため、三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 23 号】 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案</p>	<p>性的指向及び性自認の多様性が理解され、もって性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与するため、県の施策の基本となる事項を定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的及び基本理念 (2) 県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割 (3) 基本計画 (4) 広報及び啓発、研修等の実施 (5) 教育の推進 (6) 相談への対応等 (7) 社会生活及び社会参加における対応 (8) 顕彰
環境生活部	<p>【議案第 24 号】 三重県交通安全条例案</p>	<p>交通情勢の変化を踏まえ、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全の保持に関する条例の全部を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部令和3年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県等の責務並びに市町、県民及び事業者の役割について規定する。 (2) 道路交通環境の整備、交通安全教育の推進及び高齢運転者の事故防止対策について規定する。 (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入及び加入の確認等について規定する。

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 25 号】 三重県部制条例の一部を 改正する条例案	<p>令和3年度の組織機構の見直しに伴い、新たに知事の直近下位の内部組織を設置することについて改正を行うものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル社会の形成に向けた取組を部局横断的に推進していくため、知事直轄組織として「デジタル社会推進局」を設置する。
地域連携部	【議案第 26 号】 三重県の事務処理の特例 に関する条例の一部を改正 する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (令和3年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 三重県食品衛生法施行条例に基づくふぐ処理者免許証の交付等の事務を四日市市が処理することとする。 三重県魚介類行商営業条例の廃止に伴い、同条例に基づく事務の規定を削る。 三重県食の安全・安心の確保に関する条例に基づく食品等の自主回収の報告に係る事務について、四日市市へ移譲している事務を削る。
<参考>		
<p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例で定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
総務部	【議案第 27 号】 知事等の給与の特例に関 する条例の一部を改正する 条例案	<p>県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 知事等の給与を減額するための特例期間を令和4年3月31日まで1年間延長する。 管理監督職員の管理職手当の月額について、100分の10又は100分の5に相当する額を減ずる。

区 分	件 名	概 要
<p>総務部 つづき</p> <p>子ども・福祉部</p>	<p>【議案第 28 号】 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【議案第 29 号】 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【議案第 30 号】 三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容) ・ 会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の255(現行100分の260)に改める。</p> <p>行政手続における押印の見直しに鑑み、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>三重県安心子ども基金の設置の目的を達成するための事業の新設に鑑み、条例の効力等についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(改正内容) (1) 条例の有効期限を令和3年3月31日から令和6年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、令和3年6月30日から令和6年6月30日まで延長する。</p>
<p><参考></p> <p>○三重県安心子ども基金の概要 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、設置されている。</p>		
<p>医療保健部 県土整備部</p>	<p>【議案第 31 号】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (公布の日、令和3年4月1日、同年6月1日及び同年8月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 食品衛生法及び三重県食品衛生法施行条例の改正に鑑み、営業許可申請手数料の額を改定するとともに、ふぐ処理者試験、ふぐ処理者免許証の交付等に係る手数料を新設する。</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に鑑み、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に係る手数料、基準確認証の交付に係る医薬品等区分適合性調査の審査手数料等を新設する。</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の新設及び額の改定を行う。</p>

区 分	件 名	概 要
医療保健部	<p>【議案第 32 号】 みえ歯と口腔の健康づくり 条例の一部を改正する条例 案</p>	<p>条例制定後の社会情勢の変化、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展等を踏まえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図るため、基本的施策についての規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する規定に医療的ケア児を加える。 (2) 事業所における従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に関することを加える。 (3) 医科歯科等の連携の推進に関することを加える。 (4) 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関することを加える。
	<p>【議案第 33 号】 三重県看護職員等修学資金 返還免除に関する条例の 一部を改正する条例案</p>	<p>助産師の県内定着を図るため、看護職員の修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金の返還免除に必要な助産師の業務従事期間を3年(現行2年)に延長する。
環境生活部	<p>【議案第 34 号】 三重県特定非営利活動促 進法施行条例の一部を改 正する条例案</p>	<p>特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和3年6月9日から施行)</p>
	<p>【議案第 35 号】 地方税法第三十七条の二 第一項第四号の寄附金を 受け入れる特定非営利活動 法人を指定するための基準 等を定める条例の一部を改 正する条例案</p>	<p>特定非営利活動促進法及び特定非営利活動促進法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (令和3年6月9日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定特定非営利活動法人の指定基準のうち、公益性に関する基準の判定に用いられる寄附金の額について、休眠預金からの助成金を除外する旨の規定を加える。 (2) 指定特定非営利活動法人が閲覧させる書類等から、個人の住所又は居所に係る記載を除く規定を加える。

区 分	件 名	概 要																												
環境生活部 つづき	<p>【議案第 36 号】 地方税法第三十七条の二 第一項第四号の寄附金及 び当該寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を定 める条例の一部を改正する 条例案</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>																												
農林水産部	<p>【議案第 37 号】 みえ県民交流センター条例 の一部を改正する条例案</p>	<p>みえ県民交流センターの施設運営の効率化を図るため、開館時間及び休館日についての規定を整備するものである。 (令和4年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 開館時間を、平日は午前9時から午後9時までに、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は午前9時から午後6時までに改める。</p>																												
教育委員会	<p>【議案第 38 号】 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>食品衛生法及び食品表示法の一部改正に鑑み、自主回収の報告の規定を整備するものである。 (令和3年6月1日から施行)</p>																												
	<p>【議案第 39 号】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>令和3年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の定数を改正する。 <table border="1" data-bbox="730 1435 1433 1630"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,377人</td> <td>3,245人</td> <td>△132人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,291人</td> <td>1,315人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>6,882人</td> <td>6,781人</td> <td>△101人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,663人</td> <td>3,694人</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,213人</td> <td>15,035人</td> <td>△178人</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,377人	3,245人	△132人	特別支援学校	1,291人	1,315人	24人	市町立学校	小学校	6,882人	6,781人	△101人	中学校	3,663人	3,694人	31人	合計		15,213人	15,035人	△178人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,377人	3,245人	△132人																										
	特別支援学校	1,291人	1,315人	24人																										
市町立学校	小学校	6,882人	6,781人	△101人																										
	中学校	3,663人	3,694人	31人																										
合計		15,213人	15,035人	△178人																										

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【議案第 40 号】 公立学校の会計年度任用 職員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一 部を改正する条例案	公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、公立 学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行う ものである。 (令和3年4月1日から施行) (改正内容) ・ 会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の255 (現行100分の260)に改める。
医療保健部	【議案第 41 号】 三重県魚介類行商営業条 例を廃止する条例案	食品衛生法の一部改正により、魚介類行商営業が同法に基 づく届出の対象業種とされることに鑑み、三重県魚介類行商 営業条例を廃止するものである。 (令和3年6月1日から施行)
◎その他議案 (14件) 総務部	【議案第 42 号】 包括外部監査契約につい て	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項 に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 ○ 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及 び監査の結果に関する報告 ○ 契約の始期 令和3年4月1日 ○ 契約金額 11,144,320円を上限とする額 ○ 契約の相手方 神谷 研:税理士

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<p>【議案第 43 号】 防災関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和3年度において県の行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について当該市町に負担を求めるものである。</p>
農林水産部	<p>【議案第 44 号】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和3年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>
県土整備部	<p>【議案第 45 号】 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和3年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【議案第 46 号】 北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 51円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考></p> <p>○供用開始年月:昭和63年1月</p> <p>○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 52円 (平成30年度～令和2年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</p> </div>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【議案第 47 号】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 65円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考> ○供用開始年月:平成8年1月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 66円 (平成30年度～令和2年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)	
	【議案第 48 号】 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 1 関係市 津市 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 77円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考> ○供用開始年月:平成5年4月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 82円 (平成30年度～令和2年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)	

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【議案第 49 号】 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 津市 松阪市 多気町 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 90円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考> ○供用開始年月:平成10年4月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 91円 (平成30年度～令和2年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)	
	【議案第 50 号】 宮川流域下水道(宮川処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について	宮川流域下水道(宮川処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 伊勢市 明和町 玉城町 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 91円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考> ○供用開始年月:平成18年6月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 85円 (平成18年度～令和2年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)	

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 51 号】 財産の取得について	職員一人一台パソコンの購入 ○ 金額 166,991,000円
地域連携部	【議案第 52 号】 財産の処分について	木曾岬干拓地工業用地の処分(売払い) ○ 所在地 桑名郡木曾岬町新輪一丁目12番19 ○ 種目及び数量 土地 55,192平方メートル ○ 金額 1,050,151,982円 ○ 相手方住所氏名 東京都中央区日本橋室町二丁目 1番1号 三井不動産株式会社 代表取締役社長 菰田 正信

区 分	件 名	概 要
県土整備部	<p>【議案第 53 号】 県道の路線認定及び廃止 について</p>	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第7条第1項及び第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定及び廃止するものとする。</p> <p>(1) 県道の認定 城ノ浜山居線 (2) 県道の廃止 多田ヶ瀬山居線</p>
子ども・福祉部	<p>【議案第 54 号】 和解について</p>	<p>三重県立小児心療センターあすなる学園(現三重県立子ども心身発達医療センター)において、療育活動中に生じた事故に係る損害賠償請求事件について、県は裁判所の和解勧告を受けて、訴訟上の和解を行うものである。</p>

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 55 号】 第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について</p>	<p>平成23年に第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し（平成29年に改定）、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、この計画が令和3年3月末で終了することから、第3次三重県男女共同参画基本計画を策定するものである。</p> <p>（計画の内容） 第3次三重県男女共同参画基本計画は次の4章で構成する。</p> <p>(1) 第1章 計画の基本的事項 計画策定の背景・趣旨、計画の位置づけや期間について示したものである。</p> <p>(2) 第2章 計画策定の方向性 国内外や三重県の動向、現行計画の総括、計画の目標について示したものである。</p> <p>(3) 第3章 施策体系と施策内容 施策体系や計画の重点事項、施策の内容について示したものである。</p> <p>(4) 第4章 計画の推進 計画の推進体制および進行管理について示したものである。</p> <p>（計画の期間） 令和3年度から令和12年度までとする。</p> <p><参考></p> <p>第3次三重県男女共同参画基本計画の策定については、三重県男女共同参画推進条例第8条第4項の規定により議会の議決を要する。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (5件) 防災対策部	【報告第 1 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年11月24日鈴鹿市南江島町地内の国道23号において発生した消防学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 486,585円
医療保健部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年9月4日津市榊原町地内において発生した鈴鹿保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 145,750円
農林水産部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年10月20日松阪市嬉野権現前町地内の県道松阪久居線において発生した畜産研究所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 138,820円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年6月9日伊賀市上野桑町地内の市道において発生した伊賀建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 22,500円
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年2月10日鈴鹿市算所二丁目地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 481,900円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年6月20日四日市市西町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 284,111円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年7月10日津市一志町片野地内の県道松阪一志線において発生した地域課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 129,075円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年7月27日津市城山三丁目地内の県道上浜高茶屋久居線において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 37,387円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年8月5日津市一志町田尻地内の空き地において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 33,000円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和2年9月10日四日市市大宮西町地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 62,700円</p> <p>令和2年9月28日松阪市駅部田町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 242,000円</p> <p>令和2年10月10日鈴鹿市神戸三丁目地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 15,235円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年10月19日津市白塚町地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,673円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年10月20日津市久居小野辺町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,000円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年12月2日四日市市日永一丁目地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 20,460円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和2年11月12日松阪市飯南町粥見地内の駐車場において発生した県立飯南高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 214,500円
県土整備部	【報告第 2 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和2年5月24日伊賀市比土地内の国道422号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,641,211円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和2年10月10日いなべ市藤原町川合地内の県道時下野尻線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 17,820円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (県管理道路における県の 管理瑕疵による損害賠償に ついて)	令和2年10月29日亀山市川崎町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 90,255円
教育委員会	【報告第 3 号】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。 む。))について)	三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。
医療保健部	【報告第 4 号】 地方独立行政法人三重県 立総合医療センターの常勤 職員の数について	地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【報告第 5 号】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業スクリーンポンプ棟(土木)建設工事</p> <p>【履行場所】 四日市市楠町北五味塚地内</p> <p>【契約金額】 変更前 2,278,432,800円 変更後 2,354,206,300円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 津市羽所町700番地アスト津12階 大林・穂積・丸谷特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 浜口 俊明</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和3年1月7日</p> <p>【契約期間】 平成30年12月20日から 令和3年3月22日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 大里浄水場沈澱池等築造工事 【履行場所】 津市大里山室町地内 【契約金額】 変更前 1,441,114,000円 変更後 1,496,886,200円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市鶴の森一丁目4番3号 メディカルセンタービル2F 鹿島・日本土建・三重農林特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 三重営業所 所長 大橋 昇一 【変更契約締結の年月日】 令和2年12月11日 【契約期間】 平成30年11月7日から 令和3年1月14日まで</p> <p>【契約名称】 山村浄水場耐震化工事 【履行場所】 四日市市山村町地内 【契約金額】 変更前 3,390,698,140円 変更後 3,456,853,240円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹 【変更契約締結の年月日】 令和2年11月27日 【契約期間】 平成28年11月9日から 令和2年12月17日まで</p>

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案その3)

区 分	件 名	概 要											
◎予算 総務部 (1件)	【議案第56号】令和2年度三重県一般会計補正予算(第13号)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">予 算</td> <td style="width: 30%;">1 件</td> <td rowspan="5" style="width: 30%; vertical-align: middle;">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認 報</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 計</td> <td>1 件</td> </tr> </table> </div> <p>(三重県新型コロナウイルス感染症「緊急警戒宣言」の期間延長に伴い、大人数や長時間におよぶ飲食を避ける要請によって、厳しい経営環境に直面する飲食店および関連事業者に対して事業継続に向けた支援を行うため、緊急に必要な経費について、所要の措置を講ずる補正予算 約33億円)</p>	予 算	1 件	議案 1件	条 例	件	その 他	件	認 報	件	提 計	1 件
予 算	1 件	議案 1件											
条 例	件												
その 他	件												
認 報	件												
提 計	1 件												

令和3年定例会 2月定例会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 令和3年2月17日（水）全員協議会終了後
 令和3年2月18日（木）午前10時から
- 2 場 所 議 場
- 3 聴 取 順

所 管 名	議 案	報 告	備 考
総務部	○		17日
防災対策部	○	○	
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
医療保健部	○	○	
子ども・福祉部	○		
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○	○	18日
雇用経済部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局
 議会事務局

質問者一覧表(案)

令和3年定例会(2月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)			
		1	2	3	4
2月25日(木)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (自民党)	議員 (草莽)
		1	2	3	4
2月26日(金)	一般質問	小島 智子 議員 (新政みえ)	木津 直樹 議員 (自由民主党県議団)	稲垣 昭義 議員 (新政みえ)	三谷 哲央 議員 (新政みえ)
		1	2	3	4
3月 2日(火)	一般質問	議員 (自民党)	議員 (草莽)	議員 (公明党又は 草の根運動いが)	議員 (公明党又は 草の根運動いが)
		1	2	3	4
3月 4日(木)	一般質問	議員 (自由民主党県議団)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)
		1	2	3	4
3月 9日(火)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4

- (参考)
- ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度
 - ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度
 - ・関連質問

新政みえ	10回	自由民主党県議団	7回	自民党	2回	草莽	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動いが	1回		

請願の処理経過及び結果の報告

- 平成30年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について
 - ・ 母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて
 - ・ 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて

- 令和元年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 介護ロボット等導入支援を求めることについて

- 令和2年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 私学助成について
 - ・ 花きの振興に関する県の施策の充実強化を求めることについて
 - ・ 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を要望することについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月16日(火)午後5時まで

2月17日の議事予定

開 議
諸報告

- ・議案等の配付について
- ・包括外部監査の結果報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議案第3号から議案第56号まで〔提案説明〕
休会の件
散 会

全員協議会
議案聴取会
三重県産材利用促進に関する条例検討会

(2月18日)

議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会

令和3年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
2月	10日	水	休 会	議会運営委員会
	11日	木	(建国記念の日)	
	12日	金	休 会	全員協議会
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	休 会	
	16日	火	休 会	
	17日	水	本会議 議案上程 提案説明(2月定例会会議)	全員協議会 議案聴取会
	18日	木	休 会	議案聴取会 議会運営委員会
	19日	金	休 会	
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	休 会	
	23日	火	(天皇誕生日)	
	24日	水	休 会	
	25日	木	本会議 代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	26日	金	本会議 一般質問	
	27日	土		
	28日	日		
3月	1日	月	休 会	
	2日	火	本会議 一般質問	
	3日	水	休 会	
	4日	木	本会議 一般質問	
	5日	金	本会議 追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	休 会	
	9日	火	本会議 一般質問 議案質疑	
	10日	水	委員会 予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	11日	木	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	金	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	16日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、環境生活農林水産、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	17日	水	休 会 (常任委員会予備日)	
	18日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	19日	金	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	20日	土	(春分の日)	
	21日	日		
	22日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	23日	火	本会議 採決(2月定例会会議)	
	24日	水	休 会	
	25日	木	休 会	
	26日	金	休 会	
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月	休 会	
	30日	火	休 会	
	31日	水	本会議 議案上程 採決(3月会議)	

※ 請願陳情の受理

・ 2月17日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

① 12月22日～ 2月16日

② 3月24日～ 6月 1日

本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用に係る議会運営委員会の申合せ事項

〔平成26年3月18日 議会運営委員会決定〕

1 目的

この申合せは、本会議及び委員会における議員のパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用について、必要な事項を定めることで議会審議の一助とするとともに、対外的な説明責任を果たすことを目的とする。

2 対象となる機器

本会議及び委員会に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。ただし、パソコンについては、本会議には持ち込まないものとする。

3 使用できる機能

使用できる機能は、次のとおりとする。

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

4 使用にあたっての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報

等の配慮を必要とする情報の取り扱いに注意すること。

- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (4) 資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。

5 その他

議長又は委員長は、使用できる機能や注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。

※参考

代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議及び広聴広報会議においても、同様の取り扱いとしている。（平成26年3月18日代表者会議決定、平成26年3月19日広聴広報会議決定）